

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生
労働省関係省令の整備等に関する省令案
に関する意見募集の結果について

令和 8 年 7 月 29 日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案について、令和 8 年 6 月 5 日（金）から同年 7 月 4 日（土）まで御意見を募集したところ、18 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、意見募集時の概要の（6）では、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号）により労働安全衛生法第 65 条の 3 が新設されたこと等を踏まえ、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号（以下「令和 6 年改正省令」という。）の改正規定の整備を行う旨示しておりました。

この整備に係る規定については、令和 6 年改正省令の内容も含め、本省令による改正後の厚生労働省関係省令において規定し直すこととしました。これに伴い、令和 6 年改正省令は、所要の経過措置等を設けたうえで廃止することとしましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本省令案においては、安衛法第 65 条の 3 に基づく作業環境測定としての個人ばく露測定について、その実施者要件が規定され、オキュペイショナルハイジニスト（OH）がデザイン及びサンプリングを実施できることが想定されているが、日本作業環境測定協会認証オキュペイショナルハイジニスト（COH）の中には、作業環境測定士資格を保有していない者も一定数存在	すでに公布されている有機溶剤中毒防止規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号）により、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）第 28 条の 3 の 4 第 1 号等が新設され、令和 6 年 4 月 4 日付け基発 0404 第 2 号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」において、

	し、また、省令案では、海外のインダストリアルハイジニスト(CIH)等も対象として想定されているが、これらの資格は我が国の作業環境測定法に基づく測定基準や分析方法、評価体系と必ずしも一致するものではないことから、測定精度の担保という本改正の趣旨を踏まえ、慎重な制度設計及び運用が必要と考える。 オキュペイショナルハイジニストは、高度専門職であることから、「作業環境測定士の業務の一部を担う者」として矮小化されることのないよう、配慮をお願いしたい。	公益社団法人日本作業環境測定協会認定オキュペイショナルハイジニスト又は国際オキュペイショナルハイジニスト協会（以下「IOHA」という。）の国別認証を受けている海外のオキュペイショナルハイジニスト若しくはインダストリアルハイジニスト（以下「オキュペイショナルハイジニスト等」という。）は、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関する講習を修了した作業環境測定士と同等以上の能力を有する者としておりました。 今回の省令改正は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。以下「改正法」という。）による作業環境測定法（昭和50年法律第18号）の改正により、個人ばく露測定を作業環境測定士に実施させることが義務付けられたことに伴い、オキュペイショナルハイジニスト等を個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングに限り行うことができる第二種作業環境測定士として、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）に規定するものです。 なお、オキュペイショナルハイジニストの職務には、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれているため、それらを適切に実施できる能力を有していると認識しております。
--	--	--

		オキュペイショナルハイジニスト等は、すでに厚生労働省の定める化学物質管理専門家と同等以上の能力を有する者と認められているものであり、その旨を周知してまいります。
2	制度運用上においては、作業環境測定としての個人ばく露測定の対象となる測定方法（呼吸域に試料採取機器を装着し、一定時間採取する測定等）を明確にするとともに、A/B測定等の場の測定とは区別される旨を、通達等により明確化すべきではないか。	作業環境測定である個人ばく露測定については、改正法による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「改正後安衛法」という。）第65条の3第1項の規定により作業環境測定を行うときは、本省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「改正後安衛則」という。）第42条の5において、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うときであることを規定しており、改正後安衛法第65条の3第3項の規定による作業環境測定についても、リスクアセスメント対象物について、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて行う測定に限ることを今後通達で示す予定です。 以上から、改正後安衛法第65条の3の規定による作業環境測定としての個人ばく露測定は、労働者の有害な因子のばく露の程度を把握するために、労働者の身体に装着する試料採取機器を用いて測定を行うものであり、作環則第3条第1項第1号イに規定する個人サンプリング法（C/D測定）や同号ロに規定する個人サンプリング以外の方法（A/B測定）とは異なります。個人ばく露測定の測定方法については、今後改

		正する作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)で示す予定としています。
3	検知管及びリアルタイムモニターを用いた呼吸域測定の制度上の位置づけについて、本省令案に基づく作業環境測定との関係を含め、通達等により明確化すべきではないか。	検知管式ガス測定器及びリアルタイムモニターは、労働者の身体に装着する試料採取機器には該当しないため、これらの機器を用いた測定は、作業環境測定である個人ばく露測定に該当しません。 なお、労働者の身体に試料採取機器を装着して行う測定であっても、簡易的又は予備的な測定等、一定の測定精度が求められない測定については、作業環境測定である個人ばく露測定には該当せず、作業環境測定士による測定が義務付けられるものではないことを今後通達でお示しする予定です。
4	現行のリスクアセスメント支援ツール(CREATE-SIMPLE Ver3.2)の位置づけについて、 ・リスク見積り段階におけるスクリーニング的利用に限定されるものか ・本省令案に基づく作業環境測定としての個人ばく露測定の代替とはならないものか を明確にするとともに、個人ばく露測定に基づく呼吸用保護具の選定との関係について、通達等により整理すべきではないか。	CREATE-SIMPLEは、化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日指針公示第3号)の9(1)イ(イ)に規定する数理モデルを用いたリスクの見積り方法です。一方で、作業環境測定である個人ばく露測定は、CREATE-SIMPLEによるリスクの見積りの結果、屋内作業場において濃度基準値を超えるおそれのある場合、濃度基準値が設定されていない物質について一定以上のリスクがある場合等、労働者のばく露状況を正確に把握する必要がある場合に行うものであり、CREATE-SIMPLEによって代替することはできません。 また、個人ばく露測定の結果に基づく呼吸用保護具の選定方法につい

		ては、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和４年厚生労働省告示第 341 号。以下「第三管理区分告示」という。）、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和２年労働省告示第 286 号。以下「金属アーク告示」という。）、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月 27 日技術上の指針公示第 24 号。以下「技術上の指針」という。）において規定しており、本省令によってその内容を変更するものではありません。なお、技術上の指針では、参考２でリスクアセスメントのフローチャートをお示ししておりますが、CREATE-SIMPLE は、当該フローチャートにおける「初期調査（指針 2-1（１））」の段階で使用するものですので、ご参考にしてください。
5	本省令案においては、安衛法第 65 条の 3 に基づく個人ばく露測定が作業環境測定として位置づけられ、その結果に基づき呼吸用保護具の選定が行われることが前提とされている。そのため、呼吸用保護具の選定において、 ・ 管理濃度を用いる場合と濃度基準値を用いる場合の取扱い ・ A/B 測定等の場の濃度と個人ばく露測定の優先関係 ・ 要求防護係数の算出に用いる測定値の範囲	改正後安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による環境改善が困難な第三管理区分作業場等における個人ばく露測定の結果に基づく呼吸用保護具の選択においては、防護係数の算出において管理濃度を用いることが第三管理区分告示及び金属アーク告示において規定されており、また、同条第 3 項の規定によるリスクアセスメント対象物に係る個人ばく露測定の結果に基づく呼吸用保護具の選択においては、防護係数の算出において濃度基準値を用いることが技術上の指針において規

	について、通達等により明確化すべきではないか。	定されているところであり、本省令により、これらの内容を変更するものではありません。 また、同条第 1 項の規定による環境改善が困難な第三管理区分作業場における、呼吸用保護具の選定のための測定については、個人ばく露測定又は作環則第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する個人サンプリング法その他の方法であって厚生労働大臣が定めるもののいずれかによることとしており、一定の場合を除いて、両者のどちらかを優先すべき旨は規定していません。 要求防護係数の算出に用いる対象物質の濃度測定の結果得られた値については、第三管理区分告示、金属アーク告示及び技術上の指針において、それぞれの測定方法の場合について規定しており、本省令により、これらの内容を変更するものではありません。
6	管理濃度が設定された化学物質と、濃度基準値を有する化学物質が混在する、あるいはそれらの化学物質の混合物を製造又は取り扱う屋内作業場においては、場の測定と個人ばく露測定が併存することとなり、その評価手法や測定の要否の判断、呼吸用保護具の選定について整合的な運用が明確でない部分があるので、通達等により明確化すべきではないか。	管理濃度が設定された化学物質については、安衛法第 65 条第 1 項の規定により作業環境測定を行うこととしておりますが、その扱いについて変更はありません。 また、改正後安衛法第 65 条の 3 第 1 項の規定による作業環境測定を行う場面は、第三管理区分と評価された場合等に限定されるものであり、今後改正予定の作業環境測定基準、第三管理区分告示及び金属アーク告示の規定に従って作業環境測定及び呼吸用保護具の選択を行うものです。

		さらに、改正後安衛法第 65 条の 3 第 3 項の規定による作業環境測定は、濃度基準値の設定の有無にかかわらず、リスクアセスメント対象物に対するリスクアセスメントのため、個人ばく露測定を実施し、その結果に基づいて呼吸用保護具を選択するものであり、今後改正予定の作業環境測定基準及び技術上の指針に従って作業環境測定及び呼吸用保護具の選択を行うものです。 このように、条文ごとに作業環境測定の対象を定めており、第三管理区分告示、技術上の指針等で規定されている現行の取扱いを変更する予定はありません。
7	オキュペイショナルハイジニストは労働衛生に関する高度な専門性を有していることから、本改正は妥当である。 以下について、今回の改正で取扱われたオキュペイショナルハイジニストと同様、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングについて十分な知識及び技能を有する者に該当し、個人ばく露測定に限定した第二種作業環境測定士登録要件に該当すると考えられるので、今後ご検討頂きたい。 ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学又は保険衛生）、労働安全コンサルタント（化学）、衛生工学衛生管理者、第一種衛生管理者、産業医 ・衛生に関わる国家資格等保有者（例えば医師、歯科医師、薬剤師、看護師や保健師、臨床検査技師、衛生管理士又は労働衛生専門官等）および化学分析に関わる国家資格保有者（例えば技	オキュペイショナルハイジニストは、ご指摘の国家資格等とは異なり、その職務に個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれているため、個人ばく露測定に係るデザイン及びサンプリングとの関係では、本省令の施行後に実施される作業環境測定士講習の科目のうち、個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングに関する科目を修了した第二種作業環境測定士と同等以上の能力を持つ者であると考えております。 なお、ご指摘の国家資格等を保有する者の一部については、試験の全部又は一部を免除されたうえで作業環境測定士講習を修了することで、作業環境測定士となる資格を取得することが可能です。

	術士（化学部門、金属部門、衛生工学部門、応用理学部門、生物工学部門、環境部門、原子力・放射線部門等）、環境計量士（濃度）、公害防止管理者等）の所有者、並びに相当する学位の所持者（例えば理工医系の学士以上を有する者等）	
8	欧米の海外のばく露濃度測定は、知識と経験を有する者であれば国家資格がなくても測定を実施することができるのに、なぜ、日本は資格要件を求めるのか。	オキュペイショナルハイジニスト等は、I O H A の国別認証により、国際的に認められた資格であり、その職務に個人ばく露測定のデザイン及びサンプリングが含まれているため、オキュペイショナルハイジニスト等の資格のみを有する者に個人ばく露測定に限り実施できる第二種作業環境測定士の資格を与えます。 個人ばく露測定については、測定結果に基づき労働者の呼吸用保護具の選択を行うことになることから、測定実施者を有資格者に限定することで、測定精度を担保しようとするものです。
9	1. デザイン・サンプリングの外部の委託先を「作業環境測定機関」のみに限定するのではなく、事業者と適切な契約を交わした外部のコンサルタントも含めるなど、事業者が「自律的管理」を進めやすい環境を求める。 2. 分析のみを外部委託する際、委託先である作業環境測定機関に対して、	1について 個人ばく露測定については、測定結果に基づき労働者の呼吸用保護具の選択を行うことになることから、測定実施者を作業環境測定士、作業環境測定機関等に限定することで、測定精度を担保しようとするものです。なお、改正法による改正後の作業環境測定法第4条第3項の規定により、個人ばく露測定のうちサンプリング又は分析の業務の一部については、一定の要件を満たす者

	個人ばく露測定に必要な機材の貸出しを可能とすることを要望する。 3. 複数の作業環境測定機関から個人ばく露測定の見積りを取得したところ、非常に高額な費用が提示されたため、中小企業の負担軽減のための環境整備を求める。	による補助を認めることとしております。 2について 機器等を「有する」とは、「所有すること又は「占有する」ことをいうものであり、いわゆるリースのほか、随時他の者の有する機器等を利用することができる場合又は他の者と共同して機器等を備えている場合にも、これらの機器等を有しているものとみなすこととしております。 3について 作業環境測定機関による作業環境測定の測定料の額については、作業環境測定機関が適正な作業環境測定を行っていくために必要な金額が、各機関の業務規程により定められているものと承知しています。厚生労働省としては、少しでも多くの選択肢を提供できるよう、厚生労働省ホームページで公開している「濃度基準値が設定された物質の分析が可能な作業環境測定機関一覧」の充実を図ってまいります。
10	個人ばく露測定における試料の分析委託先について、作業環境測定機関と同等以上の精度が確保され、またコスト低減につながる事が考えられることから、作業環境測定機関等だけでなく、計量法に基づく「計量証明事業所（登録濃度関係）」およびその所属する「環境計量士」を明示的に対象に含めるよう要望する。	個人ばく露測定については、測定結果に基づき労働者の呼吸用保護具の選択を行うことになることから、測定実施者を作業環境測定士又は作業環境登録機関に限定することで、測定精度を担保しようとするものです。なお、作業環境測定士等が不足することがないよう、個人ばく露測定のサンプリング又は分析の業務の一部については、一定の要件を満たす者による補助を認めることとしております。

		また、計量証明事業所の中には、既に作業環境測定機関の登録も受けている機関があるものと承知しています。
11	1. 第三管理区分告示で、特定個人サンプリング法対象特化物以外の特化物など、AB 測定を行うことも認められているものは、2 の（1）の①「アの作業環境測定を行わなければならないとき」及び（4）の①の「安衛法第 65 条の 3 に係る指定作業場」に該当するか。 2. 2 の（2）の「その他の方法による測定」とは何を指しているのか。	1 について 改善困難な第三管理区分作業場等における測定については、①個人ばく露測定又は②個人サンプリング法その他の方法による測定が認められております。①は個人ばく露測定であるため作業環境測定に該当しますが、お尋ねの件は②に該当し、②は作業環境測定ではありませんので、意見募集時の概要の 2 の（1）の①の対象に該当せず、意見募集時の概要の（4）の①の指定作業場にも該当しません。ただし、安衛法第 22 条第 1 号に掲げる健康障害を防止するため、②の測定を行う場合であっても、当該測定の結果が有効な呼吸用保護具の選定に利用されることとの関係で、当該測定の精度を担保する必要があることから、個人ばく露測定の登録を受けた作業環境測定士等を実施させることを事業者に義務付けます。 2 について 第三管理区分告示に規定された個人ばく露測定以外の測定方法（AB 測定又は CD 測定の方法による測定）をいいます。
12	本省令案の改正内容は相当に多岐にわたるが情報として添付されている省令案概要は文字情報のみであるが、意見募集時に政策案の内容の理解を	意見募集時の概要では、本省令で規定する予定の内容について具体的に示しており、本省令の内容として十分であると考えています。

	助けるような情報を参考資料として提供頂くようお願いしたい。 併せて事業者が改正後の政策内容の理解しやすいよう事業者が理解し易い施行通達や FQA 及びリーフレット資料などの情報提供もお願いしたい。	本省令及び関係告示案等の公布後に、施行通達、Q & A 等をお示しすることで、分かりやすく周知を図ってまいります。
--	--	--

※上記のほか、6 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。